

# 富良野市

## 特定環境保全公共下水道事業

# 経営戦略

(計画期間：平成 28 年度～平成 37 年度)

平成 29 年 2 月策定

富良野市建設水道部上下水道課

## ■特定環境保全公共下水道事業経営戦略の概要

### 【はじめに】

特定環境保全公共下水道事業は、都市計画区域外において排水計画人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下の農村地域において、住民の生活環境の向上及び公共用水域（河川）の水質保全等を目的に実施されている事業です。山部市街地は排水計画人口を 1,500 人として平成 10 年に事業認可、山部水処理場が平成 14 年に供用開始され、平成 27 年度末の処理区域面積は 66.3ha、汚水管延長 12,075m、行政人口に対する処理区域人口の割合である下水道普及率は 5%、処理区域人口に対する水洗化人口の割合である水洗化率は 83%となっています。

処理場の機械・電気設備の法定耐用年数は概ね 10 年から 15 年となっており、供用開始後 14 年を経過する中で定期的な点検業務を実施しながら経年劣化の状況により修繕や更新工事を実施する予定ですが、人口減少や節水機器類の普及により使用料収入は減少することが見込まれ、今後の経営環境は厳しい状況となることが予想されています。

特定環境保全公共下水道事業は、農村地域の生活環境と自然環境を保持するために安定的に継続することが不可欠であり、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することで、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図り、持続可能な事業経営を実施することが求められています。

国は、上下水道事業について経営の「見える化」を図るため、平成 26 年度決算から「経営比較分析表」を策定・公表し、事業規模の類似する団体と財務指標を比較・分析をすることで、経営状況の「見える化」を実施しました。本市においても経営比較分析表を策定し広報誌や HP 等で公表を行っています。

経営戦略の策定については、今後 10 年間の投資・財政計画を示し、収支バランスや投資事業、財源、経営健全化の取組み等を提示することとなっており、総務省において「ガイドライン」が示されたことから、経営戦略策定に関し外部委託等をせず、本市の最上位計画である「第 5 次富良野市総合計画」に基づき、より具体的な戦略を策定しようとするものであります。



富良野市特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 北海道富良野市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年供用開始 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	18.5	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区域 (山部市街地)		
処理場数	1カ所 (山部水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

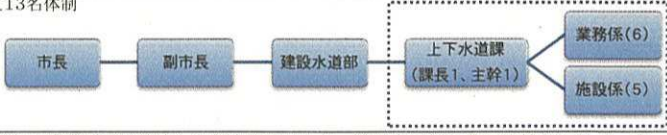
一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<p>【料金体系の概要】                  料金体系は、基本料金と使用水量による従量料金、用途別料金(一般用、浴場用)にて算出しています。                  一般用基本水量は8m<sup>3</sup>となっておりますが、実際に使用されている一ヶ月の平均水量は10m<sup>3</sup>となっております。平成22年の料金改定時に審議会等で人口減少が進む中で世帯数は横ばいであることから核家族化や単身世帯の増加が顕著化しており、一般用基本水量を平均水量の10m<sup>3</sup>とすると使用水量が少ないお客様への負担増となり、現状の8m<sup>3</sup>が適切であると協議されました。また、道内各市の状況を分析し、基本水量を8m<sup>3</sup>としている割合が高いことから、一般用基本水量を8m<sup>3</sup>としたところであります。</p> <p>【考え方】                  下水道事業は、市民生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的に実施されており、「雨水公費・汚水私費」の基本原則により実施されるものであります。しかしながら、施設等の整備には多額の資金が必要となるため、国庫補助金や地方債を財源として実施してきました。近年、下水道事業は維持管理の時代となり、使用者からの料金収入により運営することが求められていますが、社会情勢の変化等も考慮し、中長期的な視点で適正な使用者負担を検討していきます。</p>											
その他の使用料体系の 概要・考え方	<p>★使用料の算定基礎となる汚水排出量の考え方                  ・水道利用者 ~ 水道水を使用している場合は、水道の使用量を算定基礎とします。                  ・水道水以外 ~ 水道水以外(地下水)を使用している場合は、揚水量としますが、測定機器が無い場合は世帯人数により認定します。                  ・水道との併用 ~ 水道水と水道以外(地下水等)を併用使用している場合は、上記2つの算定を加算します。                  ○福祉用 ~ 生活保護世帯や高齢者世帯、母子・父子家庭等の生活弱者については、政策的な支援を必要とする場合が多いため、申請行為により一般家庭用基本料金の45%について一定条件下で減額しています。                  ○浴場用 ~ 公衆浴場は地域住民の保健衛生上必要不可欠なものであり、また、入浴料が物価統制令の規定に基づき低額に抑えられていること、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律などにより公共性が高いことから、基本水量を100m<sup>3</sup>とし1m<sup>3</sup>当り単価も75%低額としています。</p>											
<table border="1"> <tr> <td>用 途</td> <td>基本料金(1ヶ月)</td> <td>超過料金(従量)</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>8m<sup>3</sup>まで 1,144.8円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 194.4円</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>100m<sup>3</sup>まで 3,564.0円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 54.0円</td> </tr> </table>	用 途	基本料金(1ヶ月)	超過料金(従量)	一般用	8m <sup>3</sup> まで 1,144.8円	1m <sup>3</sup> につき 194.4円	浴場用	100m <sup>3</sup> まで 3,564.0円	1m <sup>3</sup> につき 54.0円			
用 途	基本料金(1ヶ月)	超過料金(従量)										
一般用	8m <sup>3</sup> まで 1,144.8円	1m <sup>3</sup> につき 194.4円										
浴場用	100m <sup>3</sup> まで 3,564.0円	1m <sup>3</sup> につき 54.0円										
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,477円 平成26年度 3,477円 平成27年度 3,477円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,421円 平成26年度 3,523円 平成27年度 3,524円									

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>■市長部局に位置付けられ上下水道課として13名体制 うち下水道事業会計職員6名体制(特環含)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹 1名</li> <li>・業務係=料金測定、収納、経営管理 3名</li> <li>・施設係=事業施行・施設管理等業務 2名</li> </ul>
事業運営組織	<p>特定環境保全公共下水道事業は、平成10年に事業計画を策定し山部水処理センターが平成14年に供用開始されました。事業開始から処理場1ヵ所、ポンプ場1ヵ所、汚水管の布設を実施し、平成27年度末で処理区域面積66.3ha、汚水管延長12,075mとなっています。山部水処理センターの管理運転は富良野水処理センターで集中監視することにより無人化を図り経費の節減に努めていますが、機械・電気設備は老朽化が進む中で更新等の経費の増加が見込まれ、更なる経常経費の削減が課題となっています。経常経費の削減については、平成15年度に水道課と下水道課の統合、O/A化機器の統合、車両の削減、職員数も平成13年11名体制から現在6名体制と5名の削減、使用料金も平成22年度に今後の事業経営の持続性を見据えた見直しを実施しています。</p>



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	【水処理場管理運転業務】 ・水処理場の管理運転業務について、民間の創意工夫により効率化を図るため、これまでの仕様発注方式から性能発注方式を導入することで、人件費等の経費節減に努めています。(包括的民間委託)
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※経営比較分析表を活用した現状分析は、別紙「経営比較分析表」に記載のとおり。

## 2. 経営の基本方針

### ■経営理念

#### 〈はじめに〉

本市の特定環境保全公共下水道事業は、平成10年に事業認可を受け平成14年に供用開始されました。

山部処理区は、供用開始から14年が経過し処理場の機械・電気設備の更新期を迎える状況となっていますが、人口減少・少子高齢化社会が進行する中で、今後の使用料収入の増加は見込めない状況となっています。下水道事業は住民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的に実施されるものであり、安全・安心で住みやすいまちづくりの骨幹をなすものであり、持続可能な事業運営のため経営の効率化や健全化に取り組んでいかなければなりません。

#### 〈経営理念〉

下水道事業は「雨水公費・汚水私費」の基本原則から、汚水に係る部分を下水道使用者からの料金収入により賄わなければなりません。しかしながら、使用料収入の増加も見込めない中で、処理場の機械設備等の老朽化により維持管理費用の増加が予想され、下水道事業の経営環境は厳しい状況となることを見込まれています。このため、事業経営に関し次の指針を定め市民・企業・行政等が情報共有を図り、下水道事業の現状と課題を相互理解する中で健全で安全・安心、快適な下水道事業を推進していく必要があります。

#### 1. 持続可能な下水道事業のために

・処理場や管渠等の施設の信頼性を確保するため、老朽化施設等の計画的な更新を促進します。

#### 2. 公共用水域の水質保全と「循環のみち」のために

・汚水処理における不純物混入の削減と適正な汚泥処理により、放流水の水質を確保するとともに、汚泥の利活用を促進します。

#### 3. コスト意識と市民サービスの向上のために

・職員がより一層コスト意識を持ち、効率的な事業運営を追求することで最少経費で最大効果が得られるよう創意工夫を図り、下水道サービスの向上を図るため市民ニーズの的確な把握に努め、信頼に答えていきます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

■下水道ビジョンのキーワードを「維持と進化」とし、適正な維持管理により資本価値を維持しつつ、水洗化率の向上や水質保全に努めていきます。

●特定環境保全公共下水道事業については、施設稼働後14年が経過し機械・電計設備等の修繕はあるものの、今後において処理区域の拡張事業も計画していないことから、収支計画では投資的経費である建設改良費は計上していません。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

■特定環境保全公共下水道事業は、都市計画区域外で計画排水人口1,000人以上10,000人以下を基準とするものであり、山部市街地における公衆衛生の向上と公共用水域の保全を目的に実施された事業であります。公共下水道事業と同様に「雨水公費・汚水私費」の原則により運営するものでありますが、使用料収入、基準内繰入金のみでは運営が困難なことから、事業開始当初より政策的事業として基準外繰入金を確保し、収益的収支のバランスが保たれるよう財源を確保しています。しかしながら人口減少等による使用料の減少も予想されることから、基準外繰入金の上限額について一般会計財政担当部署と協議して財源確保に努めていきます。

#### ●使用料の確保

・少子高齢化に伴う人口減少、節水設備の普及に伴い使用料は減少することが予想されるため、水洗化の促進と収納率99.5%以上を確保していきます。

・H31より消費税率改正が予定されているため、消費税率の改正を反映していきます。(8%⇒10%)

・使用料の改正は、収支・投資計画のローリングや公共下水道事業とのバランスを検討しながら、その必要性を判断していきます。

●一般会計繰入金は、国が示す繰入基準額を確保し、基準外繰入金は関係部署と上限額を協議し財源を確保していきます。

●下水道事業基金は、緊急修繕の財源として確保しつつ、修繕等の特定財源とするなど、計画的な運用に努めていきます。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■経常経費(維持管理費、人件費等)の考え方

経常経費は、社会的要因により変動するため、H28をベースに計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- 現在実施している処理場、ポンプ場等の運営管理包括的民間委託業務内容を拡大し、経費の節減について検討していきます。(後期5年間)
- 汚泥処理方法を再考し、より一層の循環のみちを確立させ収益化も視野に入れた検討を行い、処理経費の節減について検討していきます。
- 広域化、共同化について、関係機関との協議を行う中で、経費節減の可能性について検討していきます。(前期5年間)
- 管渠更新や修繕については、道路事業部門との連携を図り工事費の節減に努めていきます。
- 未接続解消事業の促進を図り、水洗化率の向上に努めます。
- 有収率向上のため、不明水(地下水流入や雨水流入等)対策について、現状と課題を整理し改善に向けた取組を実施していきます。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	山部処理区の処理場稼働率は30%台となっており、地域内人口の高齢化や人口減少が進む中で施設規模の最適化について検討していきます。
-------------------	--

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	収支・投資計画を基準に適正な使用者負担について検討していきます。 (消費税率等の法改正に伴う使用料の改正は実施する。) また、事業経営状況について広報等を活用し住民説明を実施しながら、情報の共有化を図っていきます。
---------------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在実施している処理場の管理運営に係る包括的民間委託を継続するとともに、管渠の維持管理も含めた民間委託等の実行性について検討を行っています。また、技術継承を図るため技術職員の人材育成を実施し、新規採用については人事部門との協議を行い適正な人材確保を図っていきます。
職員給与費に関する事項	持続可能な事業を実施するため適正な人員配置について人事担当部門と協議を行う中で、総収益に対する職員給与費の割合が高くないように努めていきます。
動力費に関する事項	電力自由化に伴い、安定供給、経済性、信頼性等を見極め経費の節減について検討します。
修繕費に関する事項	計画的に実施できる動力計装機器等の修繕は、民間の創意工夫により実施可能な包括的民間委託に含め行い、定期的な点検により必要となる緊急的な修繕及び大規模修繕については、公共下水道事業基金等の活用も含め財源を確保しながら実施していきます。
委託費に関する事項	処理場の管理運営に係る包括的民間委託の業務拡大について、現在、別途契約している委託業務を含めることで経費節減が図れないか検討していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度末にモニタリングやローリングを行い、収支・投資計画の修正を実施し、進捗状況を確認していきます。また、先進的な取組事例や新たな発想を取り入れるなど、経営改善に努めていきます。
---------------------	---

**経営比較分析表**

北海道 富良野市	業務名	業種名	類似団体区分
	法非適用	下水道事業	03
	特定環境保全公共下水道		
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)
	-	5.49	85.24
		該当数値なし	
		3,477	
	1か月50m³当り家庭料金(円)		
		1,261	
	人口(人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
	23,324	600.71	38.83
	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
	1,261	0.66	1,910.61

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成26年度全国平均

**分析概**

1. 経営の健全性・効率性について

本市の特定環境保全公共下水道事業は、平成14年より供用開始されており、「水酸化率」の向上による料金収入の増額と施設増設時の地方債償還金の「収益的回収比率」は100%に近い水準となっており、「収益的回収比率」は地方債償還金の増加傾向に由来するため、今後、「企業価値高対事業規模比率」は、類似団体平均値よりも高い状態ですが、地方債償還の減少により、平均値と同程度です。「経費回収率」については、平成22年度より前年の施設増設による増収は、当面は維持されますが、人口減少に伴う料金収入の減少に注意する必要があります。人口減少に伴う料金収入の減少は、汚水処理の施設整備や維持管理費の増収を意味しますが、今後水酸化率の向上による増収効果により、最少経費で最大効果を目指す必要が有ります。「施設利用率」は30%台で推移しており、処理増設当時は50%を越える施設利用率の普及等により低下している状況であり、類似団体平均値より低くなっています。「水酸化率」については、類似団体平均値よりも高い水準で推移しておりますが、今後平均水酸化率の向上に向けた増収効果は、指標の向上に努める必要が有ります。

2. 老朽化の状況について

特定環境保全公共下水道の処理場及び管渠設備については、供用開始から17年が経過し、管渠設備や電気設備の耐用年数が概ね10年から20年となっていることから、今後、処理場設備の更新が必要となることを見込まれ、老朽化の指標となる耐用年数や管渠設備の更新については、下水道管渠の耐用年数を踏まえ、状況に応じた計画を立て、維持管理を中心とした事業の設備投資は概ね20%を超過しないこととし、事業が予想される中で、施設の老朽化の計画を策定し、財政負担の平準化も検討する必要があると見ております。

**全体総括**

特定環境保全公共下水道処理場区域は、高酸化率も高い状況で、料金収入の増加及び水酸化率の向上が期待されています。また、平成18年に地上方債償還金の減少により、収益的回収比率も低下することが見込まれ、より一層の経費削減に取組む必要が有ります。今後、中長期的な収支計画を策定し、必要に応じて使用料の見直しも検討し、より効果的、効率的な事業経営を行うことが必要となります。

1. 経営の健全性・効率性

① 収益的収支比率 (%)

② 累積欠損金比率 (%)

該当数値なし

③ 流動比率 (%)

該当数値なし

④ 企業価値高対事業規模比率 (%)

⑤ 経費回収率 (%)

⑥ 汚水処理原価 (円)

⑦ 施設利用率 (%)

⑧ 水酸化率 (%)

⑨ 支払能力

「支払能力」

⑩ 老朽化の状況

2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率 (%)

該当数値なし

② 管渠老朽化率 (%)

③ 管渠更新投資・老朽化対策の実施状況

④ 施設の老朽化の状況

⑤ 費用の効率性

⑥ 料金水準の適切性

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値等を表示していません。  
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業価値高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。





投資・財政計画  
(収支計画)

【特定環境保全公共下水道事業】

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕 (見込)	本年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
1	総収入	89,956	88,294	89,303	92,899	89,303	89,731	89,594	89,594	89,684	90,049	91,122	93,994
(1)	営業収入	15,336	15,701	15,012	14,262	15,012	15,312	15,281	15,250	15,219	15,188	15,157	15,126
	了料収入	15,322	15,680	15,010	14,260	15,010	15,310	15,279	15,248	15,217	15,186	15,155	15,124
	イ受託工事収入												
	ウその他	14	21	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
(2)	営業外収入	74,620	72,593	74,291	78,637	74,291	74,419	74,313	74,344	74,465	74,861	75,965	78,868
	了他会社収入	74,580	72,553	74,254	68,300	74,254	74,382	74,276	74,307	74,428	74,824	75,928	78,831
	イその他	40	40	37	10,337	37	37	37	37	37	37	37	37
2	総費用	50,079	47,779	46,806	51,734	46,806	46,551	45,719	45,012	44,383	44,017	43,635	42,858
(1)	営業費用	37,229	35,568	36,575	40,171	36,575	37,003	36,866	36,866	36,866	36,867	36,866	36,866
	了職員給与	3,520	4,060	3,024	3,750	3,024	3,019	3,051	3,051	3,051	3,055	3,054	3,054
	了退職手当	364	396	352	345	352	310	331	331	331	331	331	331
	イその他	33,709	31,508	33,551	36,421	33,551	33,984	33,815	33,815	33,815	33,812	33,812	33,812
(2)	営業外費用	12,850	12,211	10,231	11,563	10,231	9,548	8,853	8,146	7,517	7,150	6,769	5,992
	了支払利息	12,850	12,211	10,231	11,563	10,231	9,548	8,853	8,146	7,517	7,150	6,769	5,992
	了一時借入金利息												
	イその他												
3	収支差引	39,877	40,515	42,497	41,165	42,497	43,180	43,875	44,582	45,301	46,032	47,487	51,136
1	資本的収入												
(1)	土地												
(2)	他会社資本費平準化												
(3)	他会社補助金												
(4)	他会社計借入金												
(5)	国(都道府県)補助金												
(6)	工事業負担金												
(7)	その他												
2	資本的支出	39,877	40,515	42,497	41,165	42,497	43,180	43,875	44,582	45,301	46,032	47,487	51,136
(1)	建設改良費												
(2)	了職員給与												
(3)	他会社償還金	39,877	40,515	42,497	41,165	42,497	43,180	43,875	44,582	45,301	46,032	47,487	51,136
(4)	他会社計借入金返還金												
(5)	他会社計への繰出金												
	イその他												
3	収支差引	△ 39,877	△ 40,515	△ 42,497	△ 41,165	△ 42,497	△ 43,180	△ 43,875	△ 44,582	△ 45,301	△ 46,032	△ 47,487	△ 51,136

投資・財政計画  
(収支計画)

【特定環境保全公下水道事業】

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収支再差引	(E)+(I)	(J)												
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)													
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	字(P)													
(N)-(O)	字(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	15,336	15,701	14,262	15,002	15,012	15,312	15,281	15,250	15,219	15,188	15,157	15,126
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{((R)/(S)) \times 100}{(T)}$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{((T)/(V)) \times 100}{(W)}$													
他会計借入金	(W)													
地方債	(X)	769,827	729,311	688,146	646,321	603,824	560,644	516,769	472,187	426,887	380,855	334,079	286,547	
他会計繰入金	(X)													
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
収益的収支分		74,580	72,553	68,300	71,236	74,254	74,382	74,276	74,307	74,428	74,824	75,928	78,831	
うち基準内繰入金		56,375	57,424	59,227	57,894	57,883	57,956	57,927	57,927	58,016	58,381	59,455	62,327	
うち基準外繰入金		18,205	15,129	9,073	13,342	16,371	16,426	16,349	16,380	16,412	16,443	16,473	16,504	
資本的収支分														
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合計		74,580	72,553	68,300	71,236	74,254	74,382	74,276	74,307	74,428	74,824	75,928	78,831	

○他会計繰入金

(単位:千円)